

カレコ・カーシェアリングクラブ 会員規約・貸渡約款 新旧対比表

会員規約（修正内容は赤字で記載）

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------|---|---|
| 第1条（定義） | <p>以下の各号の用語は当該各号の意義を有します。</p> <p>(1)「本サービス」とは、本規約および貸渡約款ならびに本条第12項の定める利用規則の定めるところにより、当社所定の保管場所（ステーション）に保管されているシェアカーを会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるシステムをいいます。</p> <p>(2)「会員」とは、本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様をいいます。</p> <p>(3)「会員契約」とは、本規約に定めるところに従い、当社と会員との間に成立する本サービス利用に関する契約をいいます。</p> <p>(4)「シェアカー」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に対し貸し渡されるカーシェアリング用の車両をいいます。</p> <p>(5)「貸渡約款」とは、シェアカーの貸渡しに関し、当社と会員との間に成立するカレコ・カーシェアリング貸渡契約に適用される契約条件等を定める当社の約款をいいます。</p> <p>(6)「登録運転者」とは、第5条に従い、会員がシェアカーの利用者として当社に届け出て、当社の承認を得た者（会員自身を含む）をいいます。</p> <p>(7)「登録運転者ID」とは、この規約により当社が発行する登録運転者毎のID番号をいいます。</p> <p>(8)「入会金」とは、会員が入会に際し当社に支払う会金をいいます。</p> <p>(9)「固定料金」とは、月会費または年会費のいずれかをいいます。</p> <p>(10)「利用料金」とは、登録運転者のシェアカー利用に応じて生じる時間料金、バック料金、距離料金をいいます。</p> <p>(11)「その他費用」とは、入会金、固定料金、利用料金以外に会員規約、貸渡約款、利用規則で定められた費用をいいます。</p> <p>(12)「利用規則」とは、「料金表」および「ホームページに定められた利用上のルール」をいいます。</p> <p>(13)「運転免許証」とはシェアカーを利用するために必要な免許証のことをいいます。</p> | <p>以下の各号の用語は当該各号の意義を有します。</p> <p>(1)「本サービス」とは、本規約および貸渡約款ならびに本条第12項の定める利用規則の定めるところにより、当社所定の保管場所（ステーション）に保管されているシェアカーを会員に貸渡し、会員がこれを借り受けるシステムをいいます。</p> <p>(2)「会員」とは、本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様をいいます。</p> <p>(3)「会員契約」とは、本規約に定めるところに従い、当社と会員との間に成立する本サービス利用に関する契約をいいます。</p> <p>(4)「シェアカー」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に対し貸し渡されるカーシェアリング用の車両をいいます。</p> <p>(5)「貸渡約款」とは、シェアカーの貸渡しに関し、当社と会員との間に成立するカレコ・カーシェアリング貸渡契約に適用される契約条件等を定める当社の約款をいいます。</p> <p>(6)「登録運転者」とは、第5条に従い、会員がシェアカーの利用者として当社に届け出て、当社の承認を得た者（会員自身を含む）をいいます。</p> <p>(7)「登録運転者ID」とは、この規約により当社が発行する登録運転者毎のID番号をいいます。</p> <p>(8)「入会金」とは、会員が入会に際し当社に支払う会金をいいます。</p> <p>(9)「固定料金」とは、月会費または年会費のいずれかをいいます。</p> <p>(10)「利用料金」とは、登録運転者のシェアカー利用に応じて生じる時間料金、バック料金、距離料金、定額（サブスクリプション）料金をいいます。</p> <p>(11)「その他費用」とは、入会金、固定料金、利用料金以外に会員規約、貸渡約款、利用規則で定められた費用をいいます。</p> <p>(12)「利用規則」とは、「料金表」および「ホームページに定められた利用上のルール」をいいます。</p> <p>(13)「運転免許証」とはシェアカーを利用するために必要な免許証のことをいいます。</p> |
| 第22条（提携事業者会員特則） | <p>別表1に記載する提携事業者（以下「提携事業者」という。）が提供するサービスを契約し、提携事業者が提供するプラットフォームから本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様（以下「提携事業者会員」という。）については、以下の事項が優先適用されるものとする。</p> <p>1 第3条入会資格について、提携事業者会員は個人会員のみ申込みことができるものとします。なお、提携事業者会員本人のみを登録運転者として登録し、それ以外は登録できないものとします。</p> <p>2 第4条入会の承認について、本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款ならびに利用規則を承認の上、提携事業者に会員契約の申込を行うものとし、提携事業者は当社に代わり所定の審査を行い、当社の承認をもって本サービスへの入会が完了します。また、第4条第2項、第5条第2項および第10条第1項に規定される事項を提携事業者に届け出るものとし、この届出を受けて提携事業者は当社にその都度通知するものとします。</p> <p>3 第4条第1項について、当社は会員IDを付与せず、提携事業者会員は提携事業者の提供するプラットフォームサービスを通じて利用するものとします。また、提携事業者会員は当社の提供するプラットフォーム等は利用できないものとします。</p> <p>4 当社は第12条会員資格等の取消または一時利用停止に規定する項目に該当する場合、および提携事業者の提供するサービスの全部又は一部の機能の利用を停止している場合、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し会員契約を解除すること、または会員契約を解除することなく会員に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除された提携事業者会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>5 第7条第1項について、当社は提携事業者会員には請求の如何に関わらず、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開施錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与しないものとします。その場合、提携事業者会員は、第7条第2項に定める登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を、第7条第1項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。</p> <p>6 第9条決済・利用料金等について、提携事業者会員は本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債権について、当社が提携事業者へ譲渡することに異議を留めることなくこれを承諾するものとします。また、提携事業者会員は、本規約に基づき提携事業者が行う請求について、異議を留めることなく提携事業者へ支払うものとします。</p> <p>7 当社は、前項に基づく請求および会員が提携事業者に行った申告、要望その他の問合せの対応のため、会員の利用実績および申告内容等を提携事業者と共有することがあります。</p> <p>8 第17条第1項に定めるオンラインによる意思表示に関し、提携事業者会員については提携事業者の提供するプラットフォームから提携事業者が発行したID及びパスワードを入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、会員はこれについて異議を述べないものとします。</p> <p>9 提携事業者会員の個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取扱いについて」にて規定するものとします。</p> <p>10 第13条退会手続きについて、提携事業者会員は提携事業者への申請のみを当社所定の手続きとするものとします。また、提携事業者会員が提携事業者の提供するサービスを退会する場合、当社との会員契約も終了となるものとします。</p> <p>11 提携事業者会員はスマートフォン用アプリなどの画面提示による各種優待サービス、その他当社が提供する割引サービス等を受けることができないものとします。</p> <p>12 本規約と提携事業者が別途定める利用規約に相違がある場合、本規約を優先適用します。</p> | <p>別表1に記載する提携事業者（以下「提携事業者」という。）が提供するサービスを契約し、提携事業者が提供するプラットフォームから本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様（以下「提携事業者会員」という。）については、以下の事項が優先適用されるものとする。</p> <p>1 第3条入会資格について、提携事業者会員は個人会員のみ申込みことができるものとします。なお、提携事業者会員本人のみを登録運転者として登録し、それ以外は登録できないものとします。</p> <p>2 第4条入会の承認について、本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款ならびに利用規則を承認の上、提携事業者に会員契約の申込を行うものとし、提携事業者は当社に代わり所定の審査を行い、当社の承認をもって本サービスへの入会が完了します。また、第4条第2項、第5条第2項および第10条第1項に規定される事項を提携事業者に届け出るものとし、この届出を受けて提携事業者は当社にその都度通知するものとします。</p> <p>3 第4条第1項について、当社は会員IDを付与せず、提携事業者会員は提携事業者の提供するプラットフォームサービスを通じて利用するものとします。また、提携事業者会員は当社の提供するプラットフォーム等は利用できないものとします。</p> <p>4 当社は第12条会員資格等の取消または一時利用停止に規定する項目に該当する場合、および提携事業者の提供するサービスの全部又は一部の機能の利用を停止している場合、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し会員契約を解除すること、または会員契約を解除することなく会員に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除された提携事業者会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>5 第7条第1項について、当社は提携事業者会員には請求の如何に関わらず、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開施錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与しないものとします。その場合、提携事業者会員は、第7条第2項に定める登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を、第7条第1項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。</p> <p>6 第9条決済・利用料金等について、提携事業者会員は本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債務について、当社が提携事業者へ譲渡することに異議を留めることなくこれを承諾するものとします。また、提携事業者会員は、本規約に基づき提携事業者が行う請求について、異議を留めることなく提携事業者へ支払うものとします。</p> <p>7 当社は、前項に基づく請求および会員が提携事業者に行った申告、要望その他の問合せの対応のため、会員の利用実績および申告内容等を提携事業者と共有することがあります。</p> <p>8 第17条第1項に定めるオンラインによる意思表示に関し、提携事業者会員については提携事業者の提供するプラットフォームから提携事業者が発行したID及びパスワードを入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、会員はこれについて異議を述べないものとします。</p> <p>9 提携事業者会員の個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取扱いについて」にて規定するものとします。</p> <p>10 第13条退会手続きについて、提携事業者会員は提携事業者への申請のみを当社所定の手続きとするものとします。また、提携事業者会員が提携事業者の提供するサービスを退会する場合、当社との会員契約も終了となるものとします。</p> <p>11 提携事業者会員はスマートフォン用アプリなどの画面提示による各種優待サービス、その他当社が提供する割引サービス等を受けることができないものとします。</p> <p>12 本規約と提携事業者が別途定める利用規約に相違がある場合、本規約を優先適用します。</p> |
| | 本規約は2020年4月1日から施行します。 | 本規約は2020年 10月10日 から施行します。 |

貸渡約款（修正内容は赤字で記載）

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------|--|--|
| 第7条（利用料金） | <p>1 貸渡契約が成立した場合、会員は当社に対して次項に定める利用料金を支払うものとします。</p> <p>2 利用料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。</p> <p>(1) 時間料金</p> <p>(2) バック料金</p> <p>(3) 距離料金</p> <p>3 当社が受領する利用料金は、シェアカー貸渡時において、地方運輸局長および沖縄総合事務局長に届出て実施している料金表によるものとします。</p> <p>4 算出された課金単位未満の時間は切り上げます。</p> | <p>1 貸渡契約が成立した場合、会員は当社に対して次項に定める利用料金を支払うものとします。</p> <p>2 利用料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。</p> <p>(1) 時間料金</p> <p>(2) バック料金</p> <p>(3) 距離料金</p> <p>(4) 定額（サブスクリプション）料金</p> <p>3 当社が受領する利用料金は、シェアカー貸渡時において、地方運輸局長および沖縄総合事務局長に届出て実施している料金表によるものとします。</p> <p>4 算出された課金単位未満の時間は切り上げます。</p> |
| 第36条（約款および利用規則） | <p>1「利用規則」とは、「料金表」および「ホームページに定められた利用上のルール」をいいます。</p> <p>2 当社は、本約款の利用規則を別に定める事ができるものとし、その利用規則は本約款と同等の効力を有するものとします。</p> <p>3 当社は、予告なく本約款および利用規則を改訂し、または約款の利用規則を別に定めることができるものとします。</p> <p>4 当社は、本約款の変更または利用規則の制定・変更を行った場合には、当社の発行するパンフレット、料金表およびホームページ等にこれを記載するものとします。</p> | <p>1「利用規則」とは、「料金表」および「ホームページに定められた利用上のルール」をいいます。</p> <p>2 当社は、本約款の利用規則を別に定める事ができるものとし、その利用規則は本約款と同等の効力を有するものとします。</p> <p>3 当社は、予告なく本約款および利用規則を改訂し、または約款の利用規則を別に定めることができるものとします。</p> <p>4 当社は、本約款の変更または利用規則の制定・変更を行った場合には、当社の発行するパンフレット、料金表およびホームページ等にこれを記載するものとします。</p> |
| | 本約款は2020年4月1日から施行します。 | 本約款は2020年 10月10日 から施行します。 |